

仕様書

第1 件名

事後評価案件に係るウェブアンケート業務の委託

第2 業務概要

公正取引委員会は、特定の調査対象者を対象として、専用ウェブサイトアクセスして回答するウェブアンケート調査（以下「本アンケート調査」という。）を実施することとしているところ、以下の一連の作業を委託するものである。

【本アンケート調査の実施概要】

- ・実施期間：令和4年12月5日（月）から令和5年2月22日（水）まで
- ・調査対象者数：最大2000名

1 ウェブアンケート画面等の設計

- (1) 受注者は、本アンケート調査用の専用のウェブサイト（以下「ウェブアンケートサイト」という。）を設置し、TLS 機能を用いてウェブアンケートサイトを暗号化すること。
また、ウェブアンケートサイトの URL には、公正取引委員会が別途指定する文言を含めること。
- (2) 受注者は、公正取引委員会が Microsoft 社 Word で作成したウェブアンケートの設問（設問数は最大 50 問。具体的な設問形式は別添 1 参照。）の趣旨・内容（選択肢形式又は記述形式（表形式を含む）。なお、選択肢形式の中には、選択した項目によって記述を要するものもある。）を改変しない形で、ウェブアンケート画面を設計すること。設問内容の詳細については、別途、公正取引委員会から説明する。
また、ウェブアンケート画面には、アンケートの回答者に、留意事項や注意点を認識してもらえるよう表示を行うこと。表示内容の詳細については、別途、公正取引委員会から説明する。
- (3) 受注者は、調査対象者ごとの ID（以下「回答者 ID」という。）及び全回答者共通のパスワード（以下「共通パスワード」という。）を発行し、当事者のみが回答できるようにすること。調査対象者の名簿は、別途、公正取引委員会から送付する。
- (4) 調査対象者が事前に設問全体を確認できるようにするため、ウェブアンケート画面の冒頭に、設問全体の PDF ファイルを掲載すること。当該 PDF ファイルは、別途、公正取引委員会から送付する。
- (5) 別途公正取引委員会が指定する特定の設問群ごとに、次の画面に進む又は前の画面に戻る機能を付けること。また、最終設問の次に、全回答を一覧で最終確認できる画面を用意すること。
- (6) 別途公正取引委員会が指定する特定の設問において、特定の選択肢を回答した場合に、次の設問を表示せずに最終確認の画面に遷移する機能を用意すること。

- (7) ウェブアンケート回答中、回答内容を一時的に保存できるようにするとともに、ウェブアンケートの回答を送信した後は、再び回答できないようにすること。
- (8) 設計したウェブアンケート画面については、本アンケート調査実施前にあらかじめ公正取引委員会が内容を確認する。
- (9) ウェブアンケート画面について、公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は、必ず反映すること。
- (10) 公正取引委員会からの作業依頼後、速やかにウェブアンケートサイトの URL、回答者 ID 及び共通パスワードを公正取引委員会に通知すること。また、令和 4 年 11 月 22 日（火）までにウェブアンケート画面案を公正取引委員会に提示し、公正取引委員会の確認や必要に応じた修正を経て、令和 4 年 11 月 29 日（火）までにウェブアンケート画面の設計を完了させること。

2 ウェブアンケートの実施

受注者は、ウェブアンケートサイトにアクセスしてきた者であって、回答者 ID 及び共通パスワードを正しく入力した者に対してウェブアンケートを実施すること。

なお、1 つの回答者 ID で回答を送信できるのは 1 回のみとする（同じ回答者 ID で何回も回答ができないようにする。）。

3 ウェブアンケート実施期間中の対応

ウェブアンケート実施期間中、調査対象者がウェブアンケートサイトにアクセスできなかつたり正しく回答できなかつたりするなど問題が生じた場合には、公正取引委員会から受注者に対して問合せを行うので、その際、受注者は直ちに対応すること。なお、ウェブアンケートサイトの URL の周知作業は、公正取引委員会側で実施する。

4 ウェブアンケート結果の集計処理

- (1) 受注者は、上記 2 で得た回答結果のローデータを設問ごとに単純集計すること。
- (2) 令和 4 年 12 月 23 日（金）、令和 5 年 1 月 16 日（月）及び同年 2 月 6 日（月）に、それぞれ、その時点までの回答結果のローデータ及び集計処理の結果を中間報告として公正取引委員会に提出すること。
- (3) 上記(2)の成果物は、容易に編集可能な Microsoft 社 Excel の形式で保存され、後日、公正取引委員会においても加工ができるものとする。
- (4) 公正取引委員会が指示・指摘した修正事項は、必ず反映すること。

(参考) 業務の流れ

	公正取引委員会の作業	受注者の作業
画面の設計	①ウェブアンケートの設問及び調査対象者名簿を交付	②ウェブアンケートサイトの URL、回答者 ID 及び共通パスワードの公正取引委員会への通知

		③ウェブアンケート画面案の設計
	④ウェブアンケート画面案の確認（必要に応じて修正事項を指示・指摘）	⑤ウェブアンケート画面案の修正・確定
調査の実施	⑥調査対象者にウェブアンケートサイトの URL を周知	⑦ウェブアンケートの実施
集計処理等		⑧ウェブアンケート途中結果の集計処理等（3回の間接報告） ⑨ウェブアンケート最終結果の集計処理
	⑩集計処理等の結果の確認（適宜実施、必要に応じて修正事項を指示・指摘）	⑪集計処理等に係る指摘事項の修正
	⑬集計データ等の受領・確認	⑫集計データ等（最終版）の納入
データの消去等		⑬アンケート内容及び結果に関する全てのデータの削除

5 納入

- (1) 受注者は、令和5年2月28日（火）までに、上記4で作成した成果物を電子データで公正取引委員会に送付し、公正取引委員会の確認や必要に応じた修正を経て、令和5年3月7日（火）までに修正後の成果物を電子メールで提出すること（ただし、容量が大きい場合には、電子媒体記録（CD-R等）に記録し、以下の納入場所に納入すること。）。

【納入場所】

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟16階

公正取引委員会事務総局官房参事官

- (2) 公正取引委員会は、成果物の納入の際、成果物に不備がないかどうか検査する。検査の結果、不備が認められた場合、受注者は、不備のないよう成果物を再度作成して納入すること。

6 その他

公正取引委員会から報告を求められた際には、その都度、作業状況を報告すること。その他、公正取引委員会の指示に従うこと。

第3 著作権の帰属

本件契約により生じた一切の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、全て公正取引委員会に帰属するものとする。

第4 業務工程

各作業については、公正取引委員会と協議の上、進めること。作業の進捗によっては、受注者に各作業内容に対応した形（期間）での業務工程表の作成を依頼し、公正取引委員会に提出を求める場合がある。

第5 受注者が講ずべき措置等

1 秘密の保護・情報の適正管理

- (1) 受注者は、本件業務を遂行するために取得した情報等を本件業務以外の目的に使用してはならず、いかなる理由があっても他に漏らすこと、第三者への複製、貸与及び提供を禁止する。
- (2) 受注者は、本件業務を遂行する前に、作業に使用する機器がウイルスに感染していないか、Winny、Share 等のファイル交換ソフトがインストールされていないか等を必ず確認すること。ウイルスの感染やファイル交換ソフトがインストールされていることが判明した際には、ウイルスの駆除、ファイル交換ソフトの削除等の必要な措置を必ず講じた上で本件業務を開始すること。
- (3) 本件業務において制作・記録・保存した中間データ及び成果物の電子データについて、本件業務完了後、速やかに当該ファイルを削除するとともに、削除した電子データがいかなる方法によっても復旧されることのないように、論理的消去、物理的消去等による当該電子データの完全な消去を行い、本件業務完了後は当該データを保存・蓄積しないこと。

また、一切の電子データを削除したことを確認した上で、令和5年3月17日（金）までにその旨を記した書面を公正取引委員会に提出すること。

2 情報セキュリティの確保及び個人情報の取扱い

本件業務を受注した者は、公正取引委員会事務総局官房参事官に対して、受注後速やかに「情報の保護に関する誓約書」（別添2）を提出すること。

3 再委託

本件業務の全部を第三者へ再委託することは認めない。本件業務の一部を再委託する必要がある場合には、あらかじめ公正取引委員会の承認を得ること。ただし、本件業務の一部の再委託であっても、回答者名及び回答内容に触れる業務を再委託することは認めない。

なお、本件業務の一部を再委託する場合には、本件業務に関する再委託先の行為及び不作為の全てについて責任を負うこと。

4 スケジュールの遵守

受注者は、定められた納入期限及び（作成した場合には）業務工程表のスケジュールを遵守すること。

5 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別添3）に誓約したものと
する。

6 その他

本件業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は、公正取引委員会と協議すること。

第6 見積り合わせ手続

1 見積書等の提出

(1) 提出期限

令和4年11月7日（月）正午

(2) 提出方法

電子メールの方法による。

提出先メールアドレス：open-counter@jftc.go.jp

※ただし、電子メールによる提出が困難な場合に限り、以下の場所に、持参、郵送
及びFAXを認める。

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

(3) 提出書類

ア 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

イ 令和04・05・06年度における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
し

ウ ISMS適合制度（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシー
マーク制度の認証取得の証明書の写し

エ 直近3年間において官公庁が発注する同様の業務を複数回行った実績を有する
ことを証する資料（様式自由。ただし、発注官公庁、業務の履行期間、業務の内容・
規模等を具体的に明示し、本件と同様の業務であることが分かる内容であること。）

2 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にの
み個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

第7 問い合わせ先

1 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房参事官

電話：03-3581-5480

2 見積り合わせ手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

章番号	問番号	回答形式	回答内容詳細
第1	1	自由記載欄 1 個	-
	2	自由記載欄 1 個	-
	3	自由記載欄 2 個	自由記載欄 1 自由記載欄 2
	4	表 (自由記載欄 6 個)	自由記載欄 1 自由記載欄 2 自由記載欄 3 自由記載欄 4 自由記載欄 5 自由記載欄 6
	5	択一 (選択肢 2 個) ※特定の選択肢を回答した場合、その後の設問に回答せずアンケート終了	-
第2	1	択一 (選択肢 3 個) ※特定の選択肢を回答した場合、その後の設問に回答せずアンケート終了	-
	2 (1)	複数選択 (選択肢 8 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 8 個) その他 (自由記載欄)
	2 (2)	複数選択 (選択肢 11 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 11 個) その他 (自由記載欄)
	3	択一 (選択肢 5 個) と自由記載欄 1 個	択一 (選択肢 5 個) その他 (自由記載欄)
第3	1	択一 (選択肢 4 個) と自由記載欄 1 個	択一 (選択肢 4 個) その他 (自由記載欄)
	2 (1)	択一 (選択肢 3 個)	-
	2 (2)	択一 (選択肢 13 個)	-
	3 (1)	択一 (選択肢 6 個) と自由記載欄 1 個	択一 (選択肢 6 個) その他 (自由記載欄)
	3 (2)	複数選択 (選択肢 13 個)	-
	3 (3)	複数選択 (選択肢 8 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 8 個) その他 (自由記載欄)
	4 (1)	択一 (選択肢 3 個)	-
	4 (2)	択一 (選択肢 13 個)	-
	5 (1)	択一 (選択肢 4 個)	-
	5 (2)	複数選択 (選択肢 13 個)	-
	6 (1)	択一 (選択肢 4 個)	-
	6 (2)	自由記載欄 1 個	-
	6 (3)	択一 (選択肢 13 個)	-
	6 (4)	自由記載欄 1 個	-
	6 (5)	複数選択 (選択肢 9 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 9 個) その他 (自由記載欄)
	7 (1)	択一 (選択肢 3 個)	-
	7 (2)	択一 (選択肢 13 個)	-
	7 (3)	複数選択 (選択肢 5 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 5 個) その他 (自由記載欄)
	7 (4)	択一 (選択肢 13 個)	-
	8	択一 (選択肢 3 個) と自由記載欄 1 個	択一 (選択肢 3 個) その他 (自由記載欄)
9 (1)	複数選択 (選択肢 7 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 7 個) その他 (自由記載欄)	

	9 (2)	択一 (選択肢 1 3 個)	-	
	9 (3)	択一 (選択肢 4 個)	-	
	9 (4)	択一 (選択肢 4 個) と自由記載欄 1 個	択一 (選択肢 4 個) その他 (自由記載欄)	
	9 (5)	複数選択 (選択肢 8 個) と自由記載欄 1 個	複数選択 (選択肢 8 個) その他 (自由記載欄)	
1	表 1 (自由記載欄 7 個)		自由記載欄 1	
			自由記載欄 2	
			自由記載欄 3	
			自由記載欄 4	
			自由記載欄 5	
			自由記載欄 6	
			自由記載欄 7	
	表 2 (自由記載欄 9 個)		自由記載欄 1	
			自由記載欄 2	
			自由記載欄 3	
			自由記載欄 4	
			自由記載欄 5	
			自由記載欄 6	
			自由記載欄 7	
			自由記載欄 8	
			自由記載欄 9	
		自由記載欄 1 個	-	
	2	択一 (選択肢 4 個)	-	
	3 - 1	表 1 (自由記載欄 7 個)		自由記載欄 1
				自由記載欄 2
			自由記載欄 3	
			自由記載欄 4	
			自由記載欄 5	
			自由記載欄 6	
			自由記載欄 7	
表 2 (自由記載欄 9 個)			自由記載欄 1	
			自由記載欄 2	
			自由記載欄 3	
			自由記載欄 4	
			自由記載欄 5	
			自由記載欄 6	
			自由記載欄 7	
	自由記載欄 8			
	自由記載欄 9			
	自由記載欄 1 個	-		
3 - 2	表 1 (自由記載欄 7 個)		自由記載欄 1	
			自由記載欄 2	
			自由記載欄 3	
			自由記載欄 4	
			自由記載欄 5	
			自由記載欄 6	
			自由記載欄 7	
			自由記載欄 1	
			自由記載欄 2	
			自由記載欄 3	

第 4		表 2 (自由記載欄 9 個)	自由記載欄 4
			自由記載欄 5
		自由記載欄 6	
		自由記載欄 7	
		自由記載欄 8	
		自由記載欄 9	
	自由記載欄 1 個	-	
	3 - 3	表 1 (自由記載欄 7 個)	自由記載欄 1
			自由記載欄 2
		自由記載欄 3	
		自由記載欄 4	
		自由記載欄 5	
		自由記載欄 6	
		自由記載欄 7	
		自由記載欄 1	
		自由記載欄 2	
		自由記載欄 3	
		自由記載欄 4	
		自由記載欄 5	
		自由記載欄 6	
	自由記載欄 7		
	自由記載欄 8		
	自由記載欄 9		
自由記載欄 1 個	-		
3 - 4	表 1 (自由記載欄 7 個)	自由記載欄 1	
		自由記載欄 2	
	自由記載欄 3		
	自由記載欄 4		
	自由記載欄 5		
	自由記載欄 6		
	自由記載欄 7		
	自由記載欄 1		
	自由記載欄 2		
	自由記載欄 3		
	自由記載欄 4		
	自由記載欄 5		
	自由記載欄 6		
	自由記載欄 7		
	自由記載欄 8		
	自由記載欄 9		
自由記載欄 1 個	-		
3 - 5	表 1 (自由記載欄 7 個)	自由記載欄 1	
		自由記載欄 2	
	自由記載欄 3		
	自由記載欄 4		
	自由記載欄 5		
	自由記載欄 6		
	自由記載欄 7		
	自由記載欄 1		
	自由記載欄 2		
	自由記載欄 3		

		表 2 (自由記載欄 9 個)	自由記載欄 4 自由記載欄 5 自由記載欄 6 自由記載欄 7 自由記載欄 8 自由記載欄 9
		自由記載欄 1 個	-
	3 - 6	表 1 (自由記載欄 7 個)	自由記載欄 1 自由記載欄 2 自由記載欄 3 自由記載欄 4 自由記載欄 5 自由記載欄 6 自由記載欄 7
			表 2 (自由記載欄 9 個)
		自由記載欄 1 個	
		3 - 7	表 1 (自由記載欄 7 個)
	表 2 (自由記載欄 9 個)		
			自由記載欄 1 個
	4		択一 (選択肢 4 個) と自由記載欄 1 個
第 5	1	自由記載欄 1 個	-
	2	自由記載欄 1 個	-

この内容から最終的に設問数 (現在46問) が数問程度上下する (最大50問) 又は回答形式の変更がある可能性がある。

情報の保護に関する誓約書

当社（以下「乙」という。）は、公正取引委員会（以下「甲」という。）が発注する「事後評価案件に係るウェブアンケート業務の委託」の実施に際して、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定される「個人情報」を含む。以下「情報」という。）を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- 2 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための実施内容及び管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 3 乙は、本契約に係る業務の実施に当たり、乙若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、その旨を甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 4 乙は、乙の資本関係・役員等の情報、本契約に係る業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を、甲の求めに応じて書面で報告すること。
- 5 乙は、本契約に係る業務に携わる者の特定及び当該業務に携わる者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容を含む情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する事項を、甲の求めに応じて書面で報告すること。また、変更があった場合には、甲の求めに応じて速やかに書面で報告すること。
- 6 乙は、甲と合意した、情報の受渡し方法や本契約に係る業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。
- 7 乙は、本件業務の一部を第三者（子会社を含む。）に委託し又は請け負わせる場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- 8 乙は、情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けること。
- 9 乙は、情報の管理につき、定期的に検査を行うこと。また、甲は、必要と認めた場合は、乙の管理体制、実施体制、個人情報の管理状況等について、乙に対し質問し若しくは資料の提供を求め、又は甲の職員に事前に乙に通知のうえ乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができること。

- 10 乙は、業務完了後は、甲の指示に従い、確実に、情報を返却し、又は抹消し、その旨を書面で報告すること。
- 11 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- 12 乙は、情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を採ることとし、情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要に応じて措置を講じること。
- 13 甲は、乙が正当な理由無くこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができること。
- 14 乙は自己の従業員及び本件業務の遂行に関与する者についても、上記1から12までの事項の遵守を徹底させること。

令和 年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。